## ハイフォン市通達 (3月31日2341号)

政府首相発指示16号に従って、ハイフォン市は新たな政策を出した。

- 1. 2020 年 4 月 1 日 0 時から、全ての市民に対して、以下のことを要請する。
- 自宅で待機することとするが、食料品、医薬品を購入する場合や一時的 閉鎖・中止されていない工場や建設工事、生産活動企業、生活必需品を提 供するサービス経営施設で働く場合といった<u>本当に必要な場合、その他の</u> 緊急な場合だけに外出は認められる。ただし、外出する場合でも22時まで とする。
- 22 時以降の外出は、救急、薬品の購入及び緊急な場合に限る。
- 接触する時、厳格に2メートルの間隔を置く。事務所ビル、学校、病院 及び公共の場の周辺では、2人以上集まらない。
- 2. 感染流行を監視する交番を設置する。
- ハイフォン市の市境の交番に対し、人民委員会事務局が中心となり、公安局、軍支部、保健局と協力して監視を行う人員を確保する方法について 提案する。
- 各郡・各区の出入り口における交番に対し、各郡・各区の人民委員会が中心となり、近隣の郡、区と協力して、(各交番の担当エリアが)重ならないように、設置場所を決め、一カ所に20人以上の人員を配置しない。
- 村,コミュニティーの交番に対しては、各郡・各区の人民委員会が実情に 応じ重複を避けて設置場所を決め、一カ所に10人以上の人員を配置しな い。

コミュニティーでの監視部隊の人員を強化するため、青年団、地元の祖 国戦線、女性連合支部、農民協会等から人を動員するが、1つの部隊は20 人以上人員を配置しない。

## 3. 交通手段の制限

- ハイフォン市・各地域を結ぶ船・フェリーの活動を4月1日から休止する。
- 全ての乗客バスを引き続き休止(企業の職員・専門家送迎バスを除き)するとともに、4月1日からハイフォンにおけるタクシーの90%の運送を休止する。

- 公務用車,企業の専門家・職員送迎バス及び運送トラクターを除いて,一般乗客バスはハイフォン市に入れない。

交通運輸局,公安局は,上記の指示の実施を監査する。

- 4. 一般の市場,スーパー,必需品を経営する施設に対し商工局や郡・区・村の人民委員会は,これらの市場,スーパー,必需品経営施設の活動が維持されて,市民への食品の提供と生活の安定を確保するよう指導する。
- 5. 公務員,職員,労働者は出勤を控える。
- 各機関の長は、最大でも公務員、職員、労働者の20%までを出勤として、残りは在宅勤務とする。経済活動サポート、予算支出に関わる機関に対しては、実際の状況に応じて、機関の長が出勤者数を決める。
- 公安当局, 軍事, 医療機関及び専門的監査部門は, 100%出勤する。